

新旧対照表

○議案第 号 木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号</p> <p><u>(協議会等)</u></p> <p>第5条 市は、法第7条第1項の規定により木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 市長は、次に掲げる事項を協議会に諮問するものとする。ただし、第4号に掲げる事項については、措置の代行が緊急を要するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行について協議会へ報告するものとする。</p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</p> <p>(2) 特定空家等の認定に関する事項</p> <p>(3) 特定空家等の所有者等に対する助言若しくは指導、勧告又は命令その他特定空家等に対する措置に関する事項</p> <p><u>(4) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項</u></p> <p><u>(5) 前各号に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関する重要な事項</u></p> <p>3 <u>協議会は、前項の諮問に応じ、必要な協議、審議等を行う。</u></p> <p>4～6 略 (指導等代行措置)</p> <p>第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。</p>	<p>木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年3月23日 条例第3号</p> <p><u>(協議会)</u></p> <p>第5条 市は、法第7条第1項の規定により木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 <u>協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し協議する。</u></p> <p>(1) 法第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項</p> <p>(2) 特定空家等の認定に関する事項</p> <p>(3) 特定空家等の所有者等に対する助言若しくは指導、勧告又は命令その他特定空家等に対する措置に関する事項</p> <p><u>(4) 法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助に関する事項</u></p> <p><u>(5) 第7条に規定する指導等代行措置に関する事項</u></p> <p><u>(6) 前各号に定めるもののほか、空家等に関する対策の推進に関する重要な事項</u></p> <p>3～5 略 (指導等代行措置)</p> <p>第7条 市長は、法第14条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を代行するときは、あらかじめ協議会に諮問するものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の措置を代行したときは、所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。</p>